

## 鳥取県高等学校体育連盟 弔慰規程

第1条 鳥取県高等学校体育連盟(以下高体連という)では、弔慰に関する規定を以下の通り定め、その該当者に対し弔慰を表す。

第2条 この規定は、高体連の普及振興に功績のあった者及びその親族が死亡した場合に適用する。その対象は別に定める。

第3条 前条で定める該当者には、花輪代(本人)または弔電(本人、親族)を送る。

第4条 この規定に定める以外で、会長が特に必要と認めた場合は弔慰の意を表すことができる。この場合、事後評議員会で報告する。

第5条 経費は高体連一般会計より支出する。

附 則 本規定は平成20年4月1日より施行する。

### 細 則

第2条 「本連盟の普及振興に功績のあった者」とは会長・副会長・理事長・副理事長である。ただし、退任後は会長・理事長のみとする。  
「その親族」とは配偶者及び1親等の者とする。

平成22年12月14日改正実施